

令和4年5月24日

陳情第81号

幹線道路沿いの建造物等の屋根への構造物等設置を規制することを求める陳情

## 幹線道路沿いの建造物等の屋根への構造物等設置を規制することを求める陳情

### 【陳情趣旨】

令和2年1月下旬頃から感染が拡大し人的往来が制限されてきた、いわゆるコロナ問題が落ち着きを見せ始めています。

コロナ問題の直前に到来した、気候変動を主原因とする風水害などの自然災害が、多くの人に危機感を抱かせたことも遠い記憶になりつつあります。

自然災害の最大のものが大震災であることは、論を待たない現実であることは改めて自覚すべきことと指摘させていただきます。大正12年9月1日の関東大震災発災から、あと1年ほどで100年が経とうとしています。

関東地方における大震災は周期説をもって再発が語られることが多く、現代社会の状況に応じた備えを慎重に継続して行う必要があります。

小田原市において防災を語る際によく言われることは、発災直後の1週間は自分や周辺の住民が協力して対処することとされています。しかし、隊員の充足数がそれほど増えることのない自衛隊に災害派遣を期待しても、首都圏直下を震源とする大震災では、1か月待ったところで自衛隊が災害派遣として小田原市に來援してくれることは期待できません。

大震災時に、小田原市が住民と共に自力復興を目指すうえで、幹線道路の円滑な通行を確保すべく計画しておくことは必須の要件となります。

そのため、大震災によって屋根から落下し幹線道路を塞ぎかねない建造物等に設置された構造物、設備、機器などの設置物は、一定の基準を設け条例によりあらかじめ規制すべきものと思料いたします。

現在、東京都では新築一戸建て建物に太陽光パネルの設置を義務化しようなどと、防災を考慮しない議論が先行しています。これは典型的な例として考えるべき事案です。究極の災害である大震災時であっても、屋根から落下してなお発電を続ける太陽光パネルを安全に幹線道路から除却し、通行に支障のないようにしなければ、市内外からの通行往来を妨げ相互に支援する活動が困難となります。大震災によって発生する幹線道路への落下物は、震災瓦礫の搬出・集積等を妨げるものと理解し、支援物資の搬入を困難にすると覚悟すべきです。であれば、一定の基準をもって事前に支障となるものを規制すべきであると考えるところです。私権の制限は慎重にすべきものと理解しておりますが、公共の利益に鑑み防災対策として検討すべきものと進言させていただきます。

### 【陳情項目】

小田原市議会として、小田原市長に対し、下記の観点から幹線道路沿いの建造物等の屋根への構造物等設置を規制することを求めること。

- 1 国道、県道、市道、私道などのうち大規模災害時に通行を確保すべき幹線道路（一部であればその範囲）を指定すること。
- 2 幹線道路から一定の間隔を設定し、その間隔内にある建造物等の屋根に災害時に通行往来を阻害する可能性のある構造物・設備・機器等を設置しないように条例をもって規制すること。
- 3 規制対象となる構造物、設備、機器を選別し指定すること。
- 4 既に設置されたものについては特例として取り扱い、一定の期間（条例制定から10年経過）をもって更新を認めないこと。

令和4年5月24日

小田原市議会議長  
大川 裕 様

提出者  
小田原市中村原303  
加藤 哲男<sup>Ⓔ</sup>